

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

1 法律の制定の経緯

- 平成 23 年に改正された障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 4 月 26 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」が閣議決定の上、国会へ提出され、5 月 31 日に衆議院で、6 月 19 日に参議院で全会一致により可決成立し、平成 25 年 6 月 26 日に公布された。
- なお、衆議院及び参議院において、本法の施行に当たっては、合理的配慮に関する過重な負担についての中小企業への配慮、差別に関する相談事例や裁判例の集積による差別及び合理的配慮の不提供の定義の検討等について適切な措置を講ずるよう**附帯決議**が付された

2 法律の概要

(1) 国の責務

<法的義務>

①差別解消の推進に関する基本方針の策定(第 6 条) ②不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供の禁止(第 7 条) ③国の行政機関等職員のための対応要領の策定(第 9 条) ④事業者のための事業分野別指針(ガイドライン)の策定(第 11 条) ⑤相談及び紛争の防止等のための体制の整備(第 14 条) ⑥国民への啓発活動(第 15 条) ⑦差別に関わる情報の収集・整理及び提供(第 16 条)

<努力義務>

国が設置する施設・設備等の整備及び関係職員に対する研修(第 5 条)

<できる規定>

①事業者に対する報告の徴収・助言・指導・勧告(第 12 条) ②障害者差別解消支援地域協議会の設置(第 17 条～第 20 条)

(2) 地方公共団体の責務

<法的義務>

①不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供の禁止(第 7 条) ②相談及び紛争の防止等のための体制の整備(第 14 条) ③国民への啓発活動(第 15 条)

<努力義務>

①地方公共団体が設置する施設・設備等の整備及び関係職員に対する研修(第 5 条) ②地方公共団体の機関等職員のための対応要領の策定(第 10 条)

<できる規定>

障害者差別解消支援地域協議会の設置(第 17 条～第 20 条)

(3) 民間事業者の責務

<法的義務>

不当な差別的取扱いの禁止(第 8 条第 1 項)

<努力義務>

①自らが設置する施設・設備等の整備及び関係職員に対する研修(第 5 条) ②合理的配慮の不提供の禁止(第 8 条第 2 項)

3 国における今後のスケジュール

- ① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の策定
 ⇒遅くとも平成25年度内に閣議決定
 障害者政策委員会における意見聴取、関係者からの意見の反映などの手続きが必要。
- ② 基本方針に即して国等の職員が適切に対応するために必要な要領の策定
 ⇒①の基本方針策定後1年以内に各行政機関が策定
- ③ 基本方針に即して事業者が適切に対応するために必要な対応指針の策定
 ⇒①の基本方針策定後1年以内に各主務大臣が策定
- ④ 国民の関心と理解を深めるための啓発活動の実施
 ⇒②の対応要領、③の対応指針作成後少なくとも1年程度の間に実施
 パンフレット・ポスターの作成・配布、説明会やシンポジウム等の開催により、法律の趣旨・内容、①の基本方針、②の対応要領・対応指針の内容について周知徹底を図っていく。

4 県の方針

平成 28 年 4 月 1 日の法施行までの間に、上記の国の動向を注視しながら県としての取組を検討し、体制の整備を図る。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要】

